

高島市中小企業者等賃上げ対策支援金Q & A（制度自体の概要）

番号	質問内容	回答
2. 制度自体の概要		
1	申請を行わなかった（忘れていた）場合はどうなりますか。	本支援金は、支給予算上限に達し次第終了となります。上限に達しない場合でも、令和8年10月30日（金）で受け付け終了となり、それ以降の申請は受付できませんので、予め了承ください。
2	賃金引き上げ後、1年以内に対象者が退職してしまった場合はどうなりますか。	原則として、自主退職の場合は返還不要、会社都合の場合は返還を求める可能性があります。なお、支援金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者に報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。
3	賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合には、どのような取扱いとなりますか。	賃金の比較対象月が最低賃金以下の場合、現在の最低賃金を遵守したうえで、かつ賃上げ対象期間（R7.10月～R8.9月）において3.5%以上の引上げが行われている場合には支給対象となります。
4	支援金受給後、業績悪化等の理由で賃金を引き下げた場合はどうなりますか。	賃金引き上げ後1年以内に賃金の引き下げを行う場合には、支給要件に反するため返還を求めることとなります。（業績悪化による賃金の引き下げは認められません）